

公 募

平成23年 1 月18日
独立行政法人農林漁業信用基金

下記の業務を行う特定の技術を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1 業務概要

- (1) 件 名：漁業保証保険システム及び貸付金管理システムの保守業務
- (2) 業務内容：別紙「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムの保守仕様書」による。

2 参加資格

次の(1)及び(2)に適合する者であること。

- (1) 下記①から③に該当しない者であること。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 反社会的勢力
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後二年間を経過している者であること。なお、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
 - ⑧ 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 必要とする要件

次の(1)から(3)に適合する者であること。

- (1) 平成18年4月1日から現在に至るまでの間に、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づく保証保険制度又はその他の法令に基づき同様の仕組みを有する保証保険制度に係る保険システムを元請けとして開発した実績を有する者若しくは保守実績を有する者であること。

- (2) 平成18年4月1日から現在に至るまでの間に、融資業務に係る貸付金管理システムを元請けとして開発した実績を有する者若しくは保守実績を有する者であること。
- (3) 障害等が発生した場合に直ちに対応できる保守体制を確保し、一元化された連絡窓口を有すること。

4 手続き等

- (1) 応募先及び問合せ先
〒101-8506
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金
漁業部保険課（担当：秋山）
電話番号 03-3294-5472
FAX番号 03-3294-5475
- (2) 仕様書の交付期間及び場所
平成23年1月18日（火）から平成23年2月1日（火）まで、上記（1）に同じ。
- (3) 応募期限及び応募方法等
 - ① 応募期限 平成23年2月1日（火）15時00分
 - ② 応募方法 持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、書留郵便に限る。応募期限までに必着のこと。）
 - ③ 提出書類
 - ア 応募申込書（別紙様式）
 - イ 「3 必要とする要件」を満たすことを証する書面（様式自由）

5 応募結果の公表等

- (1) 応募の結果は、当基金のホームページで公表します。
- (2) 上記2及び3の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行することとなります。
また、応募が複数ある場合には、一般競争入札又は企画競争に移行することとなります。その場合には別途、公示します。

6 その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとします。

以上

(別紙様式)

平成 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムの保守業務」応募申込書

当 は、独立行政法人農林漁業信用基金が示す業務の仕様を満たす役務の提供等が可能であることから、漁業保証保険システム及び貸付金管理システムの保守業務の請負について、応募いたします。

記

(担当者)

- 1 所属・役職
- 2 担当者氏名
- 3 電話番号
- 4 FAX番号
- 5 メールアドレス